

第 3 部 産業廃棄物処理基本計画

計画の概要

本計画は、産業廃棄物行政を担う中核市として、本市の産業廃棄物の適正処理を推進するための基本的事項及び方針を定めたものです。

産業廃棄物処理基本計画

● 基本方針

- I 産業廃棄物の発生・排出抑制
- II リサイクルの推進
- III 適正処理の推進

● 目 標（基準：平成25年度、目標：平成32年度）

- I 排出量・最終処分率の削減
 - ・排出量を平成25年度実績以下に抑制
 - ・排出量に対して最終処分率を2%以下に削減
- II 再生利用率の向上
 - ・排出量に対して再生利用率を49%以上に増加
- III 適正処理に向けた情報の公開・発信の充実
 - ・産業廃棄物、優良な処理事業者及び不適正処理事案などに関する情報の公開・発信システムの充実

● 基本施策

- 1 産業廃棄物の発生・排出抑制の促進
- 2 循環的利用の促進
- 3 適正処理、情報の公開・発信、処理体制の充実

第 1 章 現状の認識

本市は、豊かで安心して暮らせる社会の構築に向け、事業者や市民と連携し産業廃棄物の発生・排出抑制、リサイクルの推進、適正処理の推進に取り組んできました。

これまでの取り組みにより、排出量の削減及び再生利用量の増加には一定の効果がありましたが、最終処分量は増加傾向にあり、中間処理による減量化量は減少しています。

各種経済指標を基に将来推計した産業廃棄物の排出量（表 3-1、図 3-1）及び種類別（表 3-2、図 3-2）・業種別（表 3-3、図 3-3）の排出量は次頁以降に示すとおりです。排出量は平成 25 年度以降も減少し、平成 32 年度には約 150 万トンとなり、平成 25 年度実績と比べ 4 万 1,400 トン（2.7 ポイント）の減少となる見込みです。

また本市は、動物のふん尿や汚泥などの特定の種類、農業や電気・水道業などの特定の業種において、産業廃棄物の排出量が多くなるという特性があることから、その実情に合わせた取り組みが必要となります。

前期計画では、基本方針に基づいた目標の達成に向け、様々な取り組みを行った結果、「排出量の削減」及び「再生利用率の向上」に関する目標は達成することが出来ましたが、「最終処分率の削減」については未達成の状況にあります。

表 3-1:産業廃棄物の将来排出量などの推移

(単位:千t/年)

区分	年度	平成20年度	平成25年度	平成32年度予測
排出量		1 605.2	1 543.6	1 502.2
再生利用量		667.0	693.1	649.1
中間処理による減量化量		900.9	811.5	815.8
最終処分量		36.9	39.0	37.3
保管・その他量		0.5	0.0	0.0

注:各数値は、端数処理しているため、合計が一致しない場合があります。

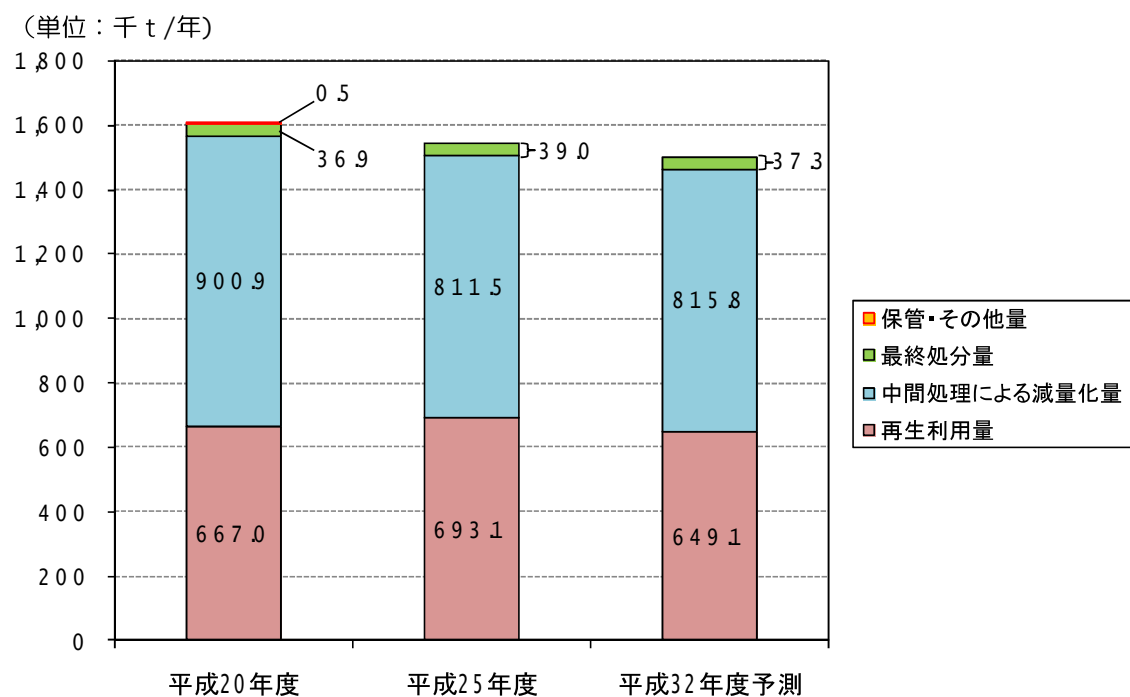


図 3-1:産業廃棄物の将来排出量などの推移

表 3-2：産業廃棄物の種類別将来排出量などの推移

◎動物のふん尿

(単位:千t/年)

区分 \ 年度	平成20年度	平成25年度	平成32年度予測
排出量	5 3 5 1	4 8 3 0	4 8 3 0
再生利用量	1 3 7 5	1 2 2 3	1 2 2 3
中間処理による減量化量	3 9 7 6	3 6 0 7	3 6 0 7
最終処分量	—	—	—
保管・その他量	—	—	—

◎汚泥

(単位:千t/年)

区分 \ 年度	平成20年度	平成25年度	平成32年度予測
排出量	4 5 6 0	4 4 1 1	4 4 2 5
再生利用量	2 1 2	2 7 6	2 7 0
中間処理による減量化量	4 2 6 6	4 0 7 5	4 1 0 0
最終処分量	8 1	6 1	5 5
保管・その他量	0 0	—	—

◎がれき類

(単位:千t/年)

区分 \ 年度	平成20年度	平成25年度	平成32年度予測
排出量	2 6 0 4	2 0 7 7	1 6 0 7
再生利用量	2 3 4 2	1 9 5 8	1 4 9 6
中間処理による減量化量	2 1 8	1 8	1 4
最終処分量	4 4	1 0 0	9 6
保管・その他量	—	—	—

◎鉱さい

(単位:千t/年)

区分 \ 年度	平成20年度	平成25年度	平成32年度予測
排出量	1 3 5 7	1 3 8 4	1 4 5 5
再生利用量	1 3 5 2	1 3 8 4	1 4 5 5
中間処理による減量化量	—	—	—
最終処分量	0 5	—	—
保管・その他量	—	—	—

◎ばいじん

(単位:千t/年)

区分 \ 年度	平成20年度	平成25年度	平成32年度予測
排出量	6 7 1	3 0 4	3 1 8
再生利用量	6 5 7	2 9 8	3 1 1
中間処理による減量化量	—	—	—
最終処分量	1 8	0 6	0 7
保管・その他量	—	—	—

◎その他の品目

(単位:千t/年)

区分 \ 年度	平成20年度	平成25年度	平成32年度予測
排出量	1 5 0 9	2 4 3 1	2 3 8 8
再生利用量	7 3 1	1 7 9 3	1 7 3 7
中間処理による減量化量	5 5 2	4 1 6	4 3 7
最終処分量	2 2 1	2 2 2	2 1 4
保管・その他量	0 5	—	—

注:各数値は、端数処理しているため、合計が一致しない場合があります。

表 3-3:産業廃棄物の業種別将来排出量などの推移

◎農業 (単位:千t/年)

区分 \ 年度	平成20年度	平成25年度	平成32年度予測
排出量	5 3 5 3	4 8 3 0	4 8 3 0
再生利用量	1 3 7 5	1 2 2 3	1 2 2 3
中間処理による減量化量	3 9 7 6	3 6 0 7	3 6 0 7
最終処分量	—	—	—
保管・その他量	0 2	—	—

◎電気・水道業 (単位:千t/年)

区分 \ 年度	平成20年度	平成25年度	平成32年度予測
排出量	4 1 8 4	4 0 7 8	4 0 2 3
再生利用量	5 9 8	7 1 4	7 0 5
中間処理による減量化量	3 5 4 0	3 3 3 2	3 2 8 7
最終処分量	4 6	3 2	3 1
保管・その他量	—	—	—

◎製造業 (単位:千t/年)

区分 \ 年度	平成20年度	平成25年度	平成32年度予測
排出量	3 2 5 6	3 3 7 2	3 5 4 5
再生利用量	2 1 1 9	2 3 9 6	2 5 1 9
中間処理による減量化量	9 3 7	8 6 7	9 1 1
最終処分量	2 0 0	1 0 9	1 1 4
保管・その他量	0 0	—	—

◎建設業 (単位:千t/年)

区分 \ 年度	平成20年度	平成25年度	平成32年度予測
排出量	2 8 9 2	2 5 0 2	1 9 0 7
再生利用量	2 5 2 9	2 3 2 1	1 7 6 9
中間処理による減量化量	2 7 6	3 9	3 0
最終処分量	8 7	1 4 1	1 0 8
保管・その他量	—	—	—

◎その他の業種 (単位:千t/年)

区分 \ 年度	平成20年度	平成25年度	平成32年度予測
排出量	3 6 7	6 5 4	7 1 8
再生利用量	5 0	2 7 6	2 7 5
中間処理による減量化量	2 8 0	2 7 0	3 2 2
最終処分量	3 6	1 0 8	1 2 0
保管・その他量	0 3	—	—

注:各数値は、端数処理しているため、合計が一致しない場合があります。

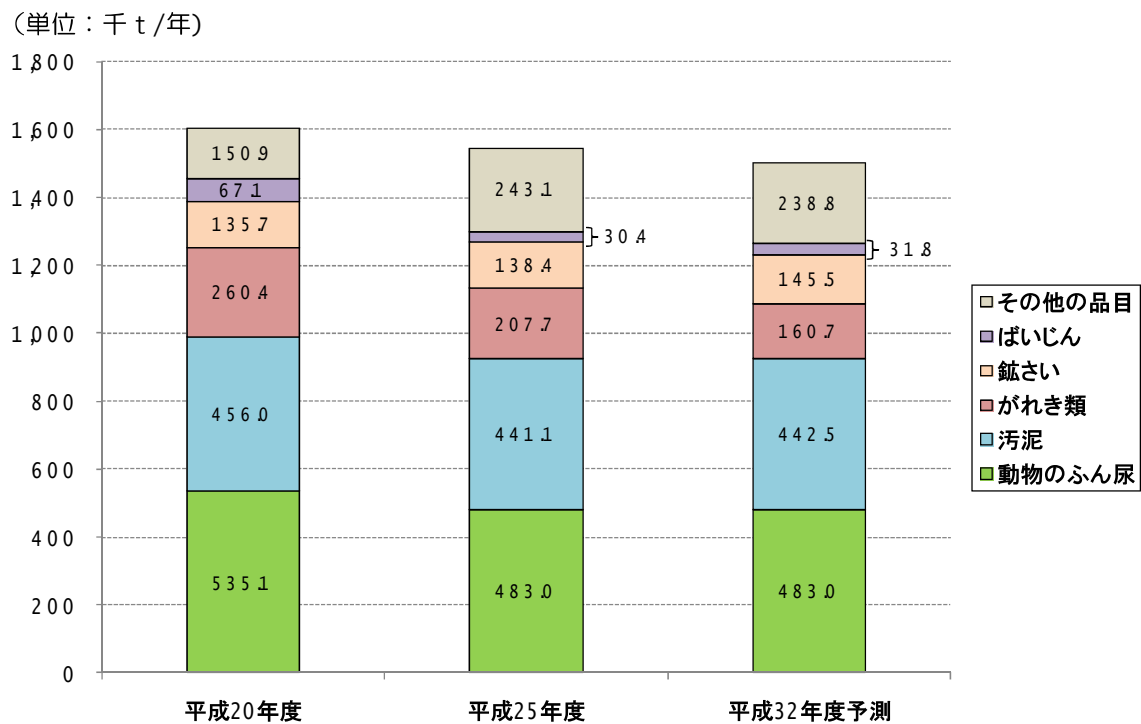


図 3-2：産業廃棄物の種類別将来排出量などの推移

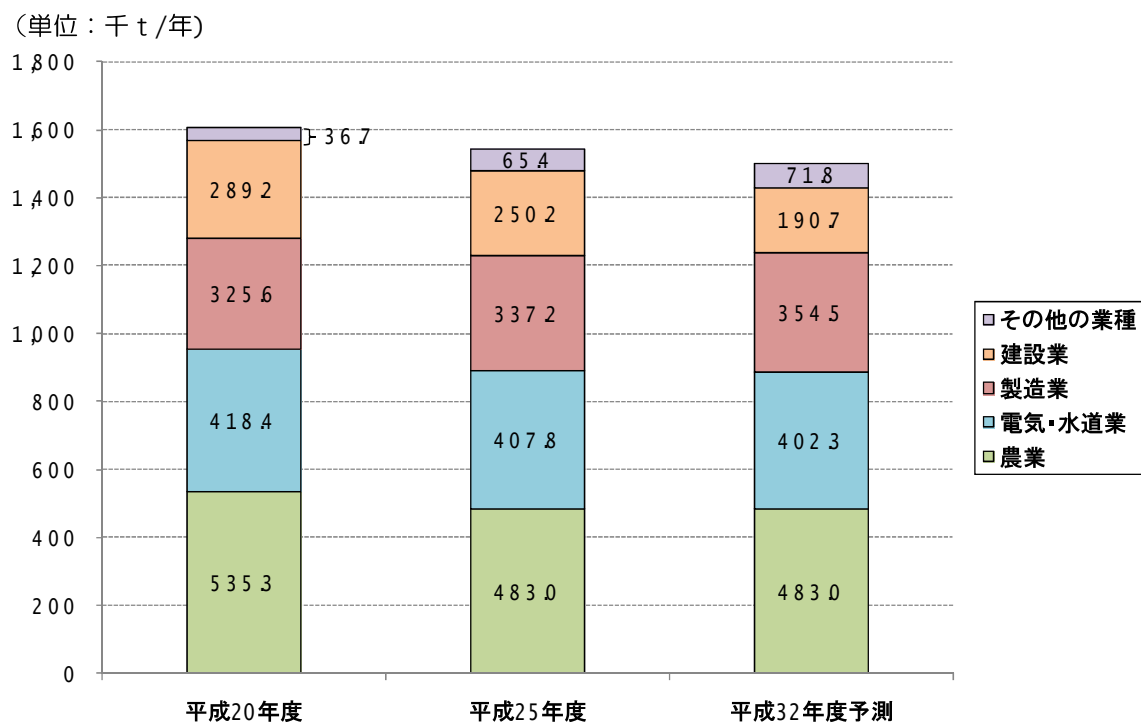


図 3-3：産業廃棄物の業種別将来排出量などの推移

第 1 節 目標の達成状況

平成 23 年 3 月に策定した産業廃棄物処理基本計画では、産業廃棄物の発生・排出抑制、リサイクルの推進、適正処理の推進の三つの基本方針に掲げ、以下のとおり目標を設定し、目標達成に向けた取り組みを行ってきました。

目 標（基準：平成20年度、目標：平成32年度）

- I 排出量・最終処分率の削減
 - ・排出量を平成20年度実績以下に抑制
 - ・排出量に対して最終処分率を2 %以下に削減
- II 再生利用率の向上
 - ・排出量に対して再生利用率を43 %以上に増加
- III 適正処理に向けた情報の公開・発信の充実
 - ・産業廃棄物、優良な処理事業者及び不適正処理事案などに関する情報の公開・発信システムの充実

目標の達成状況については次に示します。

表 3-4:平成 25 年度における目標の達成状況

項 目	平成 20 年度 実績(基準)	平成 25 年度 実績	平成 32 年度 (目標)
排出量	1,605.2 千t	1,543.6 千t	1605.2 千t以下
最終処分率 (最終処分量)	2.3 % (36.9 千t)	2.5 % (39.0 千t)	2 %以下 (32.1 千t以下)
再生利用率 (再生利用量)	41.6 % (667.0 千t)	44.9 % (693.1 千t)	43 %以上 (690.2 千t以上)

1-1 排出量・最終処分率の削減

【当初目標】 排出量を平成20年度実績以下に抑制

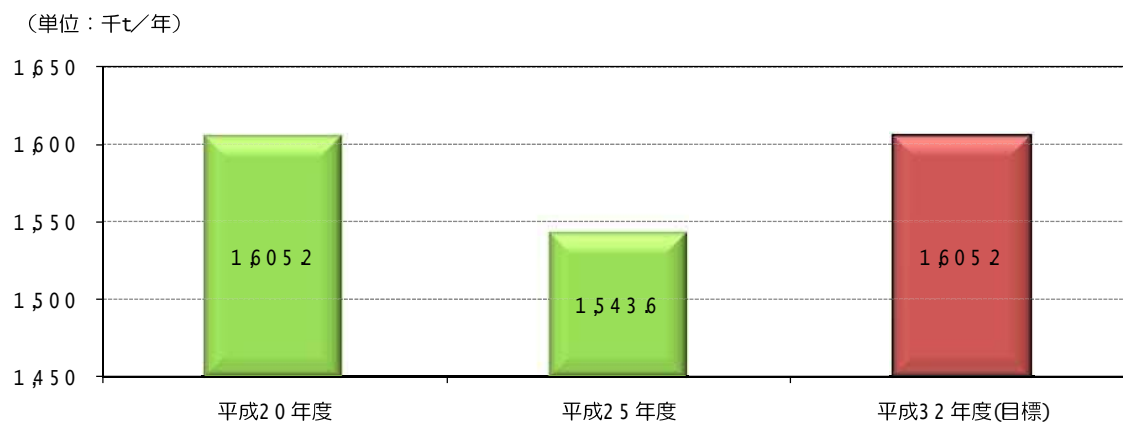


図 3-4:産業廃棄物の排出量の推移

平成25年度における産業廃棄物の排出量は約154万3,600トンで、基準である平成20年度と比較し、6万1,600トン減量しました。

このことから、当初設定した平成32年度目標は達成している状況にあります。

【当初目標】 排出量に対して最終処分率を2%以下に削減

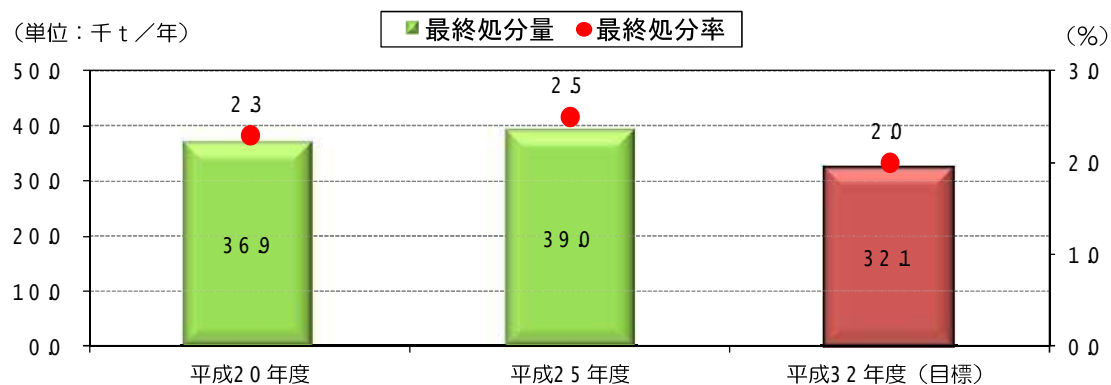


図3-5:産業廃棄物の最終処分量及び最終処分率の推移

平成25年度における産業廃棄物の最終処分量は3万9,000トンで、基準である平成20年度と比較し、2,100トン増加しました。また、最終処分率は排出量の削減等の影響もあり、0.2ポイント増加となりました。最終処分量はこれまでの傾向からも、毎年度同程度の量で推移していると考えられ、現状では目標達成は難しい状況となっています。

1-2 再生利用率の向上

【当初目標】 排出量に対して再生利用率を43%以上に増加

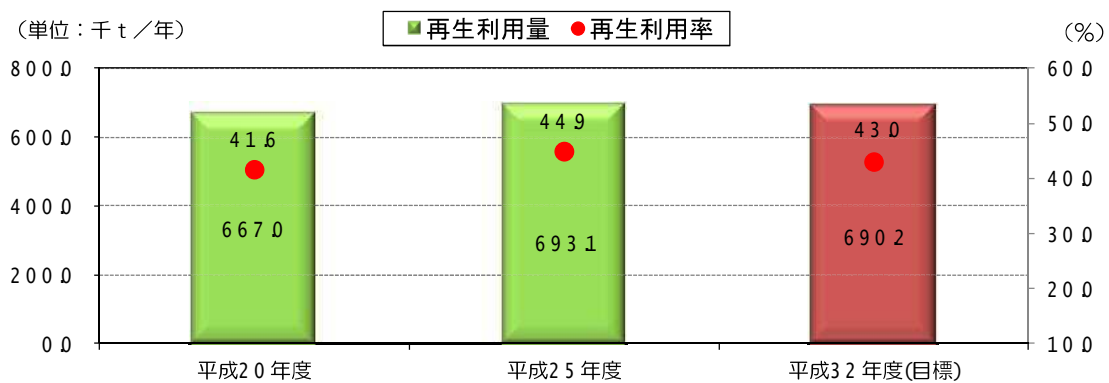


図3-6: 産業廃棄物の再生利用量及び再生利用率の推移

平成25年度における産業廃棄物の再生利用量は69万3,100トンで、基準である平成20年度と比較し、2万6,100トン増加、再生利用率は33ポイントの大幅な増加となり、43%以上に増加する目標を達成しています。

第2節 前期の主な取組内容

2-1 産業廃棄物の発生・排出抑制の促進（基本施策1）

【主な具体的取組】

- 多量排出事業者への指導・助言
- 排出量の多い種類、業種を対象とした指導・助言
- 排出抑制に向けた、再生利用に関する啓発・指導の充実

多量排出事業者の産業廃棄物の排出量は、本市の産業廃棄物の排出量全体の4割を占めており、「産業廃棄物の発生・排出抑制」における目標を達成するうえで、多量排出事業者の協力は不可欠となっていることから、平成23年度からは立入件数を増やし、適正処理に関する指導・助言に努めてきました。

また、排出量を種類別にみると、動物のふん尿、汚泥、がれき類、鉋さいの排出量が全体の7割以上となっており、業種別でみると、農業、電気・水道業、製造業、建設業の排出量が全体の9割以上となっており、効率的な発生・排出量の削減を目指し、これまで排出量の多い種類・業種を対象とした指導等を行ってきました。

他にも、下水道汚泥や公共工事に伴う建設廃棄物、公立病院からの医療廃棄物などの公共事業廃棄物の排出抑制、公共事業におけるリサイクル材や再生品の受け入れについて他の模範となるよう、廃棄物処理法や建設リサイクル法に基づき適正処理を徹底し、再生資材を利用することなどについて促してきました。主な取組の実績は以下のとおりです。

《多量排出事業者への立入件数》

- 3年間（H23～H25）の実績 85件
- 平成26年度実績 21件

2-2 循環的利用の促進（基本施策2）

【主な具体的取組】

- 資源循環を目指した処理体制の確立
- 各種リサイクル法などに基づく適正処理の推進
- 静脈産業（産業廃棄物の再資源化などを担う産業）の育成

排出事業者・処理業者に対する再生利用に関する啓発・指導を充実させるため、事業所・産業廃棄物関連施設等への立入りをを行い、産業廃棄物の排出状況に合わせた指導・助言、さらには再生利用に関する情報提供を行ってきました。

また、建設リサイクル法、自動車リサイクル法などの各種リサイクル法などの運用を徹底させるため、関係機関と合同でパトロール等を実施し、排出事業者などに対し、各種リサイクル法に遵守した適正処理を促してきました。

加えて、産業廃棄物の適切な循環的利用を目指し、廃棄物処理からリサイクルを一体的に行う静脈産業の育成にも取り組んできました。主な取組の実績は以下のとおりです。

《自動車リサイクル法関連施設への立入件数》

- 3年間（H23～H25）の実績 313件
- 平成26年度実績 117件

《建設リサイクル法に係るパトロール件数》

- 3年間（H23～H25）の実績 6件
- 平成26年度実績 2件

《静脈産業（産業廃棄物の再資源化などを担う産業）の育成》

- 平成26年度実績 1件

2-3 適正処理、情報の公開・発信、処理体制の充実（基本施策3）

【主な具体的取組】

- 優良な処理業者の育成及び優良事業者の認定制度の周知
- 不適正処理事案への厳正な対応
- 市民に対する情報の公開・発信の推進
- 排出事業者・処理業者への指導・監視
- 産業廃棄物の処理に関する連携の強化

平成23年度より優良事業者の認定制度について周知を図り、優良事業者数の増加に努めてきました。また、不法投棄などへの取組では、不法投棄などの不適正処理を行った事業者に対して、文書指導などの厳正な対応を行うことや、併せて不適正事案管理機能システムを構築・運用し、不適正事案に迅速かつ効率的に対応できる体制の強化を図ってきました。

他にも、愛知県産業廃棄物協会・地元自治会・市が連携し、不法投棄多発箇所における不法投棄物の撤去を行うなど、円滑な産業廃棄物の処理体制の構築に取り組んできました。主な取組の実績は以下のとおりです。

《優良認定事業者数》

- 3年間（H23～H25）の実績 3社
- 平成26年度実績 1社

《不法投棄件数》

- 3年間（H23～H25）の実績 626件
- 平成26年度実績 203件

《紛争予防条例の公開件数》

- 3年間（H23～H25）の実績 5件

《不法投棄物の撤去》

- 平成23年12月4日（日） 豊橋市石巻地区
- 平成26年11月30日（日） 豊橋市西赤沢地区

第 2 章 基本方針と目標

第 1 節 基本方針

循環型社会を構築するため、産業廃棄物の処理においては、まず、できる限り発生・排出を抑制し、次に環境負荷の軽減に配慮して可能な限り再使用、再生利用、熱回収の順に循環的な利用を行うことが重要です。そのうえで、最後に残ったものについて適正に最終処分（埋立処分）することが基本となります。また、産業廃棄物の発生から最終処分完了までの一連の処理が、その産業廃棄物の性状に応じた適切な方法により行われるよう、適正処理を推進する必要があります。

さらに、事業者だけでなく市民に対しても産業廃棄物に関する情報を積極的に公開・発信し、不法投棄をはじめとする不適正処理の根絶を図る必要があります。

そこで、基本方針を次のとおり定めます。

＜基本方針＞

I 産業廃棄物の発生・排出抑制

II リサイクルの推進

III 適正処理の推進

基本方針Ⅰ：産業廃棄物の発生・排出抑制

事業者・行政が循環型社会の形成や環境負荷軽減の意識を持って行動するとともに、市民も共通の認識を持つことで、生産・消費・処理の各方面から、産業廃棄物の発生・排出を抑制します。

基本方針Ⅱ：リサイクルの推進

事業者・行政がそれぞれの役割と責務を果たすとともに、相互の連携を図って行動し、また、市民もリサイクル製品を積極的に購入するなど、三者による適正な役割分担と協働を図り、産業廃棄物のリサイクルの推進を目指します。

基本方針Ⅲ：適正処理の推進

排出事業者や処理業者に対する指導監督を徹底し、市民に対しても積極的な情報の公開・発信を行い、事業者・市民の理解と協力を得て、産業廃棄物の更なる適正処理体制の確保を目指します。

第2節 目標

基本方針に基づき、次の3項目について目標を設定します。

- I 排出量・最終処分率の削減
- II 再生利用率の向上
- III 適正処理に向けた情報の公開・発信の充実

2-1 排出量・最終処分率の削減

(1) 排出量の目標

産業廃棄物全体の排出量について、国の廃棄物処理法に基づく基本方針では、目標年度（平成27年度）において、平成19年度実績に対して約1%の増加に抑制することを目標としています。

本市においては、平成25年度に実施した産業廃棄物排出処理状況実態調査による調査結果から、当初設定した平成32年度目標を平成25年度実績で達成しており、また、表3-4に示すとおり、排出量は今後も減少することが見込まれています。しかしながら、今後は経済が活発になり、産業廃棄物の排出量が増加する可能性も考慮し、平成25年度を基準とした排出量の削減を目標として新たに設定し、引き続き、本計画の取組に力を入れ、目標の達成を目指します。

目標

排出量を平成25年度実績以下に抑制

表3-5: 排出量の目標

(単位: 千t/年)

区分 \ 年度	平成20年度	平成25年度	平成32年度予測	平成32年度目標
排出量	1,605.2	1,543.6	1,502.2	1,543.6
平成25年度比	—	—	97.3%	100.0%

注: 〇部分は目標を示します。また、平成32年度の予測数値は平成26年度に実施した「産業廃棄物排出処理状況実態調査」の調査結果による推計値です(以下同様)。

(単位: 千t/年)

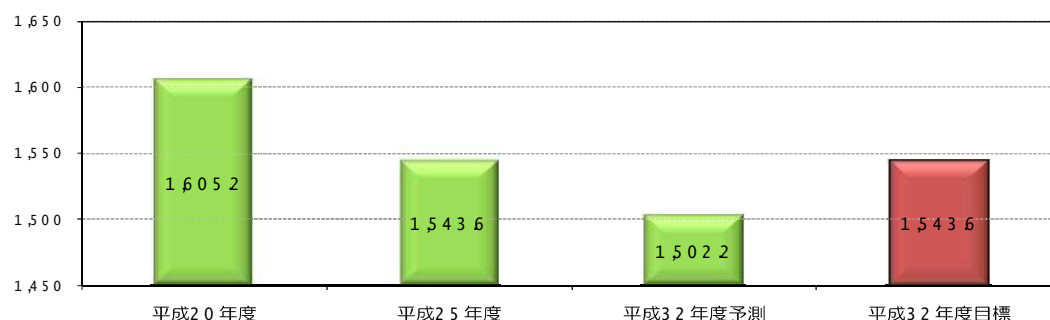


図3-7: 排出量の目標

(2) 最終処分率の目標

再生利用に対する意識の向上などに伴う再生利用量の増加、排出量の削減が進んでいる中で、減量化量が伸び悩んでいる影響から、最終処分率は増加傾向にあります。しかし、新規の最終処分場の建設が困難な現状において、最終処分率の削減は重要な事項と考えられます。

したがって、最終処分率に関してはこれまでの目標を維持することとし、今後も産業廃棄物の資源化及び減量化に努めるだけでなく、バイオマスなどの新たな再生利用法の導入、事業者及び処理業者に対する適正処理に関する情報提供などの取り組みにより、平成32年度において目標の達成を目指します。

目標

排出量に対して最終処分率を2%以下に削減

表 3-6: 最終処分率の目標

(単位: 千t/年)

区分 \ 年度	平成20年度	平成25年度	平成32年度予測	平成32年度目標
最終処分量	36.9	39.0	37.3	30.9
最終処分率	2.3%	2.5%	2.5%	2.0%

注: 灰色部分は目標を示します。

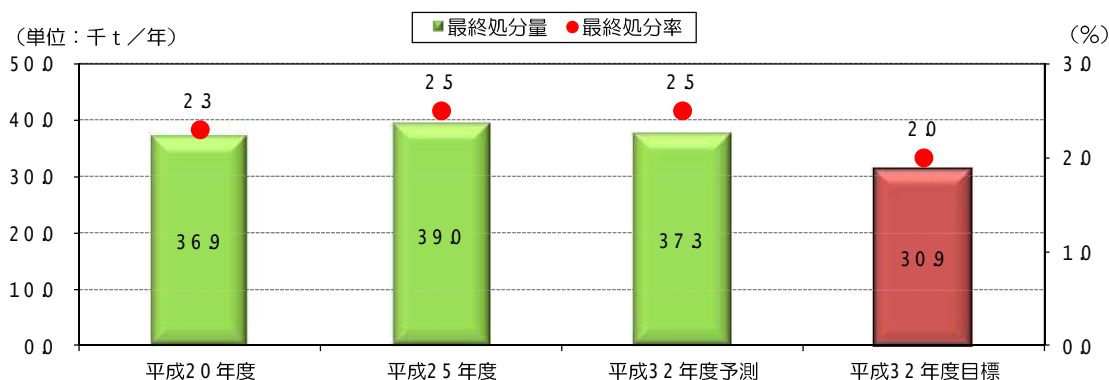


図 3-8: 最終処分率の目標

2-2 再生利用率の向上

産業廃棄物を再生し、利用の推進を図ることは、循環型社会を形成する上で重要であり、積極的に取り組まなければならない事項となっています。産業廃棄物排出処理状況実態調査の結果によると、平成25年度実績で当初目標を達成していますが、当該年度をピークに今後は徐々に減少していくことが予測されています。しかしながら、これまでの取り組みを強化し、継続していくことで同程度の水準で再生利用率が推移することを想定し、再生利用率の目標は、平成25年度実績から約4.1ポイント増加した49%を新たな目標として設定します。今後も、各種リサイクル法を遵守させるなどの取組により、目標の達成を目指します。

目標

排出量に対して再生利用率を49%以上に増加

表3-7:再生利用率の目標

(単位: 千t/年)

区分 \ 年度	平成20年度	平成25年度	平成32年度予測	平成32年度目標
再生利用量	667.0	693.1	649.1	756.4
再生利用率	41.6%	44.9%	43.2%	49.0%

注: 〇部分は目標を示します。

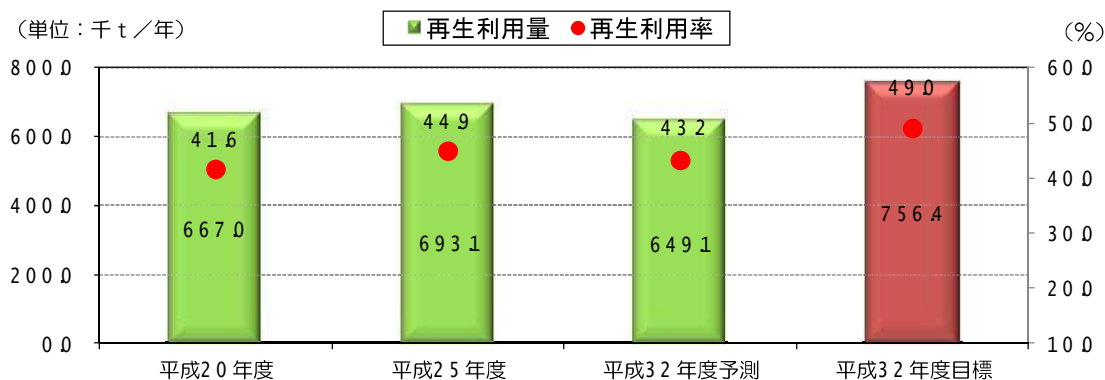


図3-9:再生利用率の目標

2-3 適正処理に向けた情報の公開・発信の充実

産業廃棄物に関する意識調査の結果、排出事業者及び市民はその情報提供を求めています。このことから、産業廃棄物の適正処理に向け、以下に示す目標の達成を目指します。

目標

産業廃棄物、優良な処理事業者及び不適正処理事案などに関する
情報の公開・発信システムの充実

国や県の計画目標を整理すると、以下に示すとおりです。

計 画 名	現 状	目標年度	目 標 (現状に対して)
廃棄物処理法に基づく 基本方針 (国) ※1	平成19年度	平成27年度	排 出 量 増加を約1%に抑制 再生利用量 約53%に増加 (現状約52%) 最終処分量 約12%削減
愛知県廃棄物処理計画	平成20年度	平成28年度	排 出 量 約6%削減 再生利用率 約67.6%とする (現状63.1%) 最終処分量 約18%削減

※1: 廃棄物の減量その他その適正な処理に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な方針 (平成22年12月20日環境省告示第130号)

第 3 章 基本方針に基づく基本施策

前章で掲げた基本方針に基づき、目標を達成するために次のとおり基本施策を定めます。

基本方針Ⅰ 産業廃棄物の発生・排出抑制	目標Ⅰ 排出量・最終処分率の削減	<u>基本施策 1 産業廃棄物の発生・排出抑制の促進</u> 課題 ・多量排出事業者に対する排出抑制に向けた指導・助言の強化 ・排出量の多い種類・業種への対応
基本方針Ⅱ リサイクルの推進	目標Ⅱ 再生利用率の向上	<u>基本施策 2 循環的利用の促進</u> 課題 ・再生利用率の向上 ・適切なリサイクル体制の確立
基本方針Ⅲ 適正処理の推進	目標Ⅲ 適正処理に向けた情報の公開・発信の充実	<u>基本施策 3 適正処理、情報の公開・発信、処理体制の充実</u> 課題 ・優良事業者の育成 ・不法投棄対策の強化 ・情報の公開・発信の充実 ・排出事業者及び処理業者に対する適正処理に向けた指導・助言の充実 ・産業廃棄物処理施設の確保 ・排出事業者・処理業者などとの連携 ・災害時における産業廃棄物の適正処理

基本施策ごとに現状の課題をまとめ、今後の具体的な取り組みを次に示します。

基本施策1 産業廃棄物の発生・排出抑制の促進

課 題

・ 多量排出事業者に対する排出抑制に向けた指導・助言の強化

中間結果からも示されるように、産業廃棄物量の排出量の削減については、これまでの取り組みにより一定の効果がありましたが、最終処分量の削減は目標達成のため更なる取り組みが必要な状況にあります。今後も、最終処分量の削減に向け、産業廃棄物の全排出量の約4割を占める多量排出事業者に向けた指導・助言を強化する必要があります。

・ 排出量の多い種類、業種への対応

産業廃棄物の排出量は、種類別でみると、動物のふん尿、汚泥、がれき類、鉋さいの排出量が全体の7割以上となっており、業種別でみると、農業、電気・水道業、製造業、建設業の排出量が全体の9割以上となっています。

より効率的な発生・排出量の削減を行うため、排出量の多い種類・業種を対象とした対策を講じる必要があります。

具体的取組

環境関係法令が制定されたことにより、事業者の環境意識が高まり、産業廃棄物の再生利用や減量化が進みましたが、事業者全体には至っていないと考えられます。

そこで、引き続き産業廃棄物の適正処理や資源の再利用に対する意識向上を図り、産業廃棄物の資源化・減量化を一層促進させることで、更なる産業廃棄物の発生・排出抑制の啓発・指導に努め、産業廃棄物処理体制の充実を図る必要があります。

具体的な取り組みは次に示すとおりです。

- ・ **多量排出事業者への指導・助言〈拡充〉**

多量排出事業者に対して、産業廃棄物の発生・排出抑制、減量、再使用、再生利用及び適正処理に向けた自主的な取り組みを促進するとともに、廃棄物処理法に基づく処理計画に沿った処理などの実施の指導・助言を行います。平成 27 年度以降は、これまで対象としていなかった畜産農家等の事業者に対しても、産業廃棄物の適正処理に向けた指導・助言を徹底していきます。

- ・ **排出量の多い種類、業種を対象とした指導・助言**

排出量の多い特定の産業廃棄物を取り扱う排出事業者に対し、産業廃棄物の発生・排出抑制に向けたより効果的な取り組みが行えるよう、発生する産業廃棄物の種類や性状などを考慮した処理方法の検討を促すなど、それぞれの実情に合わせた指導・助言を行います。

- ・ **排出抑制に向けた、再生利用に関する啓発・指導の充実**

産業廃棄物は発生・排出抑制をすることが重要であり、そのうえで排出された産業廃棄物は、再使用、再生利用、熱回収の順にできる限り循環的な利用が行われるよう、処理業者に対し啓発・指導していきます。

- ・ **公共事業廃棄物の適正処理の推進**

公共事業廃棄物としては、下水道汚泥や公共工事に伴う建設廃棄物、公立病院からの医療廃棄物などがあり、産業廃棄物の発生要因として大きな割合を占める一方、公共事業などはリサイクル材や再生品の受け入れ先としても重要な役割を担っています。そこで他の模範となるよう、廃棄物処理法や建設リサイクル法に基づき適正処理を徹底し、再生資材の利用などを促します。

基本施策2 循環的利用の促進

課 題

・ 再生利用率の向上

燃え殻、木くずなどの再生利用量の増加により再生利用率は増加しましたが、資源化量の中でも大きな割合を占める金属くずなど、分別の徹底により有償物として取り扱われる量が大幅に増加し、今後は再生利用率が減少することが想定されます。しかしながら、更なるリサイクルの推進を図るため、排出事業者に対する指導・助言を充実させ、再生利用率の向上を目指す必要があります。

・ 適切なリサイクル体制の確立

リサイクルを推進するためには、産業廃棄物の処理体制を確保するだけでなく、再生利用品の需要を確保するなど、市民・事業者・行政の三者による適正な役割分担と協働を図りながら、適切なリサイクル体制を確立する必要があります。

具体的取組

排出事業者に向けては、再生利用に関する啓発・指導を充実させる必要があります。また、より効率的な再生利用を進めるため、新たな再生利用手法の導入や排出事業者・処理業者に対する再生利用に関する情報の提供などの施策を今後も進めていきます。

具体的な取り組みは以下に示すとおりです。

・ 資源循環を目指した処理体制の確立

排出される産業廃棄物は事業所の形態により多種多様であり、経済的で効率の良い処理を行うためには、ライフサイクルアセスメントに基づき、地球温暖化防止の観点からも、排出事業者自らが原料の入手、製造、出荷などの各段階において産業廃棄物の処理方法を計画的に検討していく必要があります。

また、産業廃棄物の処理は、処理業者へ委託する場合も多いため、排出事業者と処理業者との連携、系列組織や同業者間の協力などを視野に、経済性、効率性、環境負荷などを考慮した総合的な見地から取り組むよう啓発・指導に努めます。

- ・ **各種リサイクル法などに基づく適正処理の推進**

排出事業者に対し、建設リサイクル法、食品リサイクル法、自動車リサイクル法などの各種リサイクル法を遵守した適正処理を指導し、産業廃棄物の発生・排出抑制や減量及びリサイクルを推進します。

- ・ **静脈産業（産業廃棄物の再資源化などを担う産業）の育成**

産業廃棄物の適切な循環的利用を推進する必要から、単なる廃棄物処理からリサイクルを一体的に行う静脈産業の育成が求められています。そこで、事業者による最新情報の収集や新手法への取り組みを促すとともに、グリーン購入法の促進やリサイクル品の積極的な活用など、静脈産業の育成を図ります。

- ・ **リサイクル情報ネットワークの構築**

産業廃棄物の再生利用は、再生利用品の需要を確保することが重要です。再生利用品を広く普及するため、流通や需要に関する情報の公開・発信を行い、供給側の情報と需要側の情報が照合できるようなリサイクル情報ネットワークの構築を検討します。

- ・ **新たな再生利用手法の導入の検討**

下水処理場の消化ガスの利用や汚泥の炭化（燃料化）事業、動物のふん尿のメタン発酵ガス利用など、新たな産業廃棄物の再生利用手法の導入の検討を行います。

- ・ **産業廃棄物焼却施設における熱回収の促進**

再使用、再生利用できない産業廃棄物については、焼却処理の際に熱回収することで、できる限り循環的な利用を行うことが重要となります。そこで、新設または、増改築する焼却施設について、熱回収設備の導入を促進するよう啓発に努めます。

基本施策3 適正処理、情報の公開・発信、処理体制の充実

課 題

・ 優良事業者の育成

排出事業者が自らの判断により優良な産業廃棄物処理業者を選択することができるよう、優良事業者の認定制度の周知及び支援を行うなど、優良な産業廃棄物処理業者の育成に努める必要があります。

・ 不法投棄対策の強化

産業廃棄物に関する不法投棄の件数は平成 20 年度以降減少傾向にありますが、このような不適正処理の大幅な改善には至っていません。

不法投棄などの不適正処理は、周辺地域の生活環境保全上の支障や廃棄物処理に対する住民の不信感を生じさせることから、今後も監視・指導の徹底に努めるとともに、新たに構築した「不適正事案管理機能システム」を有効活用し、効率的且つ効果的な適正処理に向けた取り組みを進める必要があります。

・ 情報の公開・発信の充実

産業廃棄物処理施設の設置に関し、事業者と市民との間での摩擦が起こることがあります。その最大の原因は、市民に詳しい状況が明かされないまま、事業が実施されるためと考えられます。そこで、産業廃棄物処理施設の必要性や産業廃棄物の処理に関する情報を、市民・処理業者に対して公開・発信する必要があります。

また、排出事業者への意識調査の結果、産業廃棄物に関する情報提供が求められていることから、排出事業者に対する情報の公開・発信も充実する必要があります。

・ 排出事業者及び処理業者に対する適正処理に向けた指導・助言の充実

産業廃棄物の適正処理をさらに推進するため、排出事業者及び処理業者に対する指導・助言を充実する必要があります。

・ 産業廃棄物処理施設の確保

近年では、民間による新たな産業廃棄物処理施設の確保が困難な状況となっています。また、排出事業者及び市民への意識調査の結果には、行政機関が関与した産業廃棄物処理施設の整備を求める意見もあります。

産業廃棄物の健全な処理環境を整備するため、行政機関が関与した産業廃棄物処理施設の整備について検討する必要があります。

- ・ **排出事業者・処理業者などとの連携**

円滑な産業廃棄物の処理を進めるために、排出事業者や各種団体の取り組みに対する支援や、排出事業者・処理業者などとの間で産業廃棄物に関して必要な情報を共有できる環境の整備をしていく必要があります。

- ・ **災害時における産業廃棄物の適正処理**

近年では、全国各地で集中豪雨や台風などの風水害が発生しており、本市においても大きな被害を受けております。

このような災害時に、排出事業者及び処理業者において保管する産業廃棄物が飛散、流出し、周辺環境に悪影響を与えることがないように、産業廃棄物の保管及び適正処理の体制を構築しておく必要があります。

具体的取組

優良事業者の認定制度などを活用して、優良かつ市民の信頼できる処理業者を育成することにより、適正な産業廃棄物の処理体制の確保を図ります。

また、産業廃棄物の不適正処理を未然に防ぐため、不適正事案管理機能などを用いた監視体制の整備、排出事業者及び処理業者との連携体制についての検討を行います。

具体的な取り組みは以下に示すとおりです。

- ・ **優良な処理業者の育成及び優良事業者の認定制度の周知**

優良事業者の認定制度を広く周知し、評価の基準に適合する処理業者に対してはインセンティブを付与するなど、認定取得を促進することにより、優良な産業廃棄物処理業者の育成に努め、排出事業者が自らの判断により優良で信頼できる処理業者を選定できる環境を整備します。

- ・ **不適正処理事案への厳正な対応**

生活環境保全上の支障が生じることを未然に防止するため、産業廃棄物の処理基準に適合しない不適正処理事案に対しては、ホームページなどでの行為者の公表や警察への告発など厳格かつ適正な対応を図ります。

- ・ **不法投棄監視体制の強化〈拡充〉**

通常のパトロールに加え、休日・夜間にもパトロールを行い不法投棄の監視強化を行います。また、不法投棄が多発する地域の町自治会などと連携し、警告看板の設置などを行い、不法投棄の未然防止を図ります。また、平成 26 年度に構築した不適正事案管理機能システムを活用し、数年間にわたる不法投棄情報について集約・分析を行い、不法投棄多発箇所に監視カメラを増設するなどの対策を講じることで、更なる監視体制の強化を図ります。

- ・ **市民に対する情報の公開・発信の推進**

平成 22 年度に実施した産業廃棄物に関する市民アンケート調査結果によると、約 8 割の市民が産業廃棄物に関心をもっていると回答していることから、市民に対してさらに見やすく理解しやすい産業廃棄物情報の提供を進めるため、ホームページや広報誌などの活用を図ります。

- ・ **紛争予防条例の運用の徹底**

事業者と市民の間で円滑な合意形成が図られるよう手続きを規定した、産業廃棄物処理施設の設置に関する「豊橋市産業廃棄物処理施設の設置に係る紛争の予防及び調整に関する条例（平成 22 年 4 月に「豊橋市産業廃棄物処理施設及び汚染土壌処理施設の設置に係る紛争の予防及び調整に関する条例」（以下「紛争予防条例」という。）に改正）」を厳格に運用します。

- ・ **紛争予防条例に関する情報の公開・発信**

紛争予防条例の手続きでは、事業者が産業廃棄物処理施設の設置についての事業計画や、その施設が地域の環境保全に与える影響とその対策などの情報を関係地域の住民に公開しています。

それらの計画に対する意見や事業者の見解、紛争予防条例の進捗状況などの情報を市民に広く公開します。

- ・ **排出事業者・処理業者への指導・監視**

適正処理の推進を図るため、関係法令の改正などがある場合には排出事業者・処理業者に対し情報提供を行うとともに、定期的な立入調査を実施し、指導・監視を強化します。

- ・ **行政機関が関与した産業廃棄物処理施設の立地の検討**

行政機関が関与した産業廃棄物処理施設について、その必要性や施設のあり方について情報収集を行います。

- ・ **最終処分場の確保**

愛知県の三河港港湾計画の中で行政機関が関与した最終処分場を港湾区域内に位置付けられていることから、今後も情報収集を行っていきます。

- ・ **排出事業者や各種団体の取り組みへの支援**

排出事業者や各種団体が、講習会・研修会の実施や PR 活動、情報公開など独自の取り組みを実施しやすいように、場所の提供、情報の公開・発信などの支援を行います。

- ・ **産業廃棄物の処理に関する連携の強化**

環境保全への取り組みと地域経済の活性化を図る中で、排出事業者・処理業者・行政などの間で産業廃棄物に関する動向や課題を共有できる環境を整備することにより、産業廃棄物の適正処理に向けた連携の強化を図ります。

- ・ **災害時における産業廃棄物の適正処理〈拡充〉**

災害による保管中の産業廃棄物や特別管理産業廃棄物などの飛散、流出を未然に防ぎ適正処理を推進するため、排出事業者・処理業者に対し、災害時を想定した保管並びに緊急時の対策の検討を求めます。

また、将来的に発生することが予想されている大規模災害における災害廃棄物の取扱いについて、排出事業者・処理業者が災害廃棄物処理計画を各自で策定し、適正な処理体制の形成を行うよう求めます。

- ・ **PCB廃棄物の期限内処理に向けた啓発〈新規〉**

PCB 廃棄物の処分については、PCB 特別措置法が施行され、当初は平成 28 年 7 月までに処理を完了することとされてきました。しかし、処理の遅れなどから、平成 24 年度に新たに処理期限が延長され、低濃度 PCB 廃棄物は平成 39 年 3 月末日（高濃度は別に処理期間有）までに処理を完了することになったことを受け、市内の使用又は保管事業者の把握を行い、当該事業者への期限内処理を行うよう促します。

第 4 章 重点取組

前章で掲げた具体的取組の中から、以下を重点取組として位置付けます。

重点取組

- ・ 多量排出事業者への指導・助言（83 ページ）
- ・ 排出抑制に向けた、再生利用に関する啓発・指導の充実（83 ページ）
- ・ 資源循環を目指した処理体制の確立（84 ページ）
- ・ 新たな再生利用手法の導入の検討（85 ページ）
- ・ 不適正処理事案への厳正な対応（87 ページ）
- ・ 不法投棄監視体制の強化（88 ページ）
- ・ 市民に対する情報の公開・発信の推進（88 ページ）
- ・ 行政機関が関与した産業廃棄物処理施設の立地の検討（89 ページ）
- ・ 災害時における産業廃棄物の適正処理（89 ページ）

産業廃棄物の適正な処理を確保し、循環型社会を形成していくためには、廃棄物の発生・排出の抑制および再生利用の促進は引き続き必要であることから、本計画の中でこれらを重要な課題と位置付け、排出量のうち多くの割合を占める多量排出事業者に対する取り組みを積極的に行うとともに再生利用率の向上に貢献できる処理体制の確立を目指します。

また、不法投棄をはじめとする不適正処理の多発や産業廃棄物に関する情報の不足などが産業廃棄物に対する不信感などにつながっていることから、産業廃棄物の不適正処理を未然に防ぐための体制の整備、積極的な情報の公開・発信について重点的に取り組みます。

さらに、新たな産業廃棄物処理施設の確保が困難なことから、行政機関が関与した産業廃棄物処理施設について、その必要性や施設のあり方について情報収集を行います。

加えて、将来発生が想定されている南海トラフ地震等の大規模災害における災害廃棄物の取扱いについて検討し、災害廃棄物処理計画の整備を進めます。

第 5 章 関係者の主な役割

循環型社会の構築に向けては、排出事業者、処理業者、市民、市のそれぞれが役割を果たし、相互に連携して産業廃棄物の発生・排出抑制及びリサイクルの推進並びに適正処理に取り組む必要があります。

そこで、関係者の主な役割を次のとおり定めます。

第 1 節 排出事業者の役割

- ① 排出量・最終処分量の削減を図り、再生利用に向けた取り組みに努めます。
- ② 発生・排出抑制、リサイクルを推進し、ゼロ・エミッションを目指します。
- ③ 産業廃棄物となった後まで一定の責任を負う拡大生産者責任の考え方を取り入れ、再生品などの環境安全性を確認する再生資源活用審査制度を積極的に活用します。
- ④ 建設リサイクル法、食品リサイクル法、自動車リサイクル法などを遵守します。
- ⑤ 処理を委託する場合には、委託先の産業廃棄物処理施設の確認をするだけでなく、最終処分がされるまで、排出者としての責任をもって処理状況の確認に努めます。
- ⑥ 定期的に事業内容を見直し、削減目標の達成に努めます。
- ⑦ 5014001 等の取得・電子マニフェストの利用に努めます。
- ⑧ 産業廃棄物の共同処理など、新たな事業展開に向けた情報収集、情報発信に努めます。

第 2 節 処理業者の役割

- ① 環境負荷の低減に努めます。
- ② 産業廃棄物の収集運搬や処理にあたっては、廃棄物処理法をはじめ関係法令を遵守します。
- ③ リサイクル処理施設の整備に努め、産業廃棄物の再生利用を進めます。
- ④ 紛争予防条例に従って周辺環境及び関係住民に十分な配慮を行います。
- ⑤ 優良事業者の認定制度の活用を目指します。
- ⑥ 施設や維持管理情報を公開するなど、排出事業者や市民の理解と信頼を得るよう心がけます。
- ⑦ 産業廃棄物の処理施設が技術上の基準を満たしているか、一定期間ごとに検査を受け、産業廃棄物の適正処理に努めます。
- ⑧ 新たな再生利用・減量化技術などの開発・導入を進めます。

- ⑨ 新たに建設または増改築する産業廃棄物処理施設（焼却施設）については、熱回収設備の導入を促進するよう努めます。

第3節 市民の役割

- ① 不法投棄などを発見した場合には、行政などへ情報を提供し、不適正な処理を許さない社会づくりに貢献します。
- ② グリーン購入に努めるなど、環境に配慮した消費者行動を心がけます。
- ③ 家屋の解体工事や自動車の廃車などにあたっては、処理やリサイクルのための適正費用を負担します。
- ④ 産業廃棄物に関する正しい知識や正確な情報の取得に努めます。

第4節 市の役割

- ① 環境への負荷を低減するため、産業廃棄物の排出量の削減・リサイクル推進目標を新たに設定し、最終処分率の削減のための取り組み内容について見直し、目標達成に努めます。
- ② 定期的に本計画の進捗状況を把握し、継続的に改善に努めます。
- ③ 地域性や産業廃棄物の特性を考慮し、目標の達成に努めます。
- ④ 他の排出事業者の模範となるよう産業廃棄物を適正に処理します。
- ⑤ 不適正処理防止のため、監視、指導を強化し、早期発見、早期対応に努めます。
- ⑥ 産業廃棄物の適正処理を推進するため、排出事業者に対し、それぞれの実情にあわせた取り組みが行えるよう指導・助言を行います。
- ⑦ ホームページや広報紙を活用するなど、さらに見やすく理解しやすい産業廃棄物に関する情報提供を行います。
- ⑧ 紛争予防条例に基づき、産業廃棄物処理施設の設置に関し、周辺環境への配慮、周辺住民への情報公開について設置事業者に対し適正な指導を行います。
- ⑨ グリーン購入を行い、再生品や環境調和型製品の利用に努めます。
- ⑩ 産業廃棄物の適正処理について、事業者、大学、試験・研究機関、市民などとの連携を強化します。

第 6 章 事業計画

基本方針	基本施策	具体的取組	スケジュール		
			実施中	前 期	後 期
Ⅰ.産業廃棄物の発生・排出抑制	1.産業廃棄物の発生・排出抑制の促進	多量排出事業者への指導・助言〈拡充〉	○	●	●◎
		排出量の多い種類、業種を対象とした指導・助言		○	○
		排出抑制に向けた、再生利用に関する啓発・指導の充実	○	●	●
		公共事業廃棄物の適正処理の推進	○	○	○
Ⅱ.リサイクルの推進	2.循環的利用の促進	資源循環を目指した処理体制の確立	○	●	●
		各種リサイクル法などに基づく適正処理の推進	○	○	○
		静脈産業（産業廃棄物の再資源化などを担う産業）の育成	○	○	○
		リサイクル情報ネットワークの構築		○	○
		新たな再生利用手法の導入の検討		○	●
		産業廃棄物焼却施設における熱回収の促進			○
Ⅲ.適正処理の推進	3.適正処理、情報の公開・発信、処理体制の充実	優良な処理業者の育成及び優良事業者の認定制度の周知	○	○	●
		不適正処理事案への厳正な対応	○	●	●
		不法投棄監視体制の強化〈拡充〉	○	○	●◎
		市民に対する情報の公開・発信の推進	○	●	●
		紛争予防条例の運用の徹底	○	○	○
		紛争予防条例に関する情報の公開・発信	○	○	○
		排出事業者・処理業者への指導・監視	○	○	○
		行政機関が関与した産業廃棄物処理施設の立地の検討		●	●
		最終処分場の確保	○	○	○
		排出事業者や各種団体の取り組みへの支援		○	○
		産業廃棄物の処理に関する連携の強化	○	○	○
		災害時における産業廃棄物の適正処理〈拡充〉	○	○	◎
		P C B 廃棄物の期限内処理に向けた啓発〈新規〉	○		☆

注：●は重点取組、☆は新規追加、◎は内容を拡充した取組を示します。